

リサイクル物品回収（年間6回）

★リサイクル物品回収は日曜日に行います。

4 / 2	6 / 4	8 / 6	三ヶ谷・勝原・岩屋・毛原・切幡
10 / 1	12 / 3	2 / 4	
4 / 16	6 / 11	8 / 20	春日・菅生・遅瀬・中峰山・広代・ 中之庄・吉田・広瀬・鵜山・片平・葛尾
10 / 22	12 / 10	2 / 11	

新聞紙 ・ひもで十字にしばって出す。 （新聞の折込み広告なども入れ込み可）	段ボール ・平たくのばす。 ・ひもで十字にしばって出す。	雑誌 ・同じ大きさのものを ひもで十字にしばって出す。 （菓子箱・包装紙なども可）
ペットボトル ・飲料用、酒類用、しょう油用の ものだけ出す。 ・キャップとラベルを外して中を きれいにすすいで出す。	空き缶 ・アルミ、スチールに分ける。 ・中をきれいにすすいで出す。 （タバコなど混入がないように） ※食品缶はスチール缶として 出すことができる。	紙パック ・きれいに洗って乾かし、 切り開きひもでしばって出す。 ※内側が銀色のパックは 燃えるごみとして出す。
古着 ・汚れたものは洗濯する。 ・たたんで透明の袋に入れて出す。 （ひどく黄ばんだもの、破れのあるもの は燃えるごみとして出す。）	食品トレー ・白、色柄つきに分ける。 ・汚れを落として乾かし、透明 の袋に入れて出す。	発泡スチロール類 ・汚れのない、きれいなもの を出す。 ・透明の袋に入れて出す。
ガラスびん ・注ぎ口の色で透明、茶色、その他の色に 分ける。 ・飲料用、化粧品用のものを出す。 （ビールびん、一升びんは販売店に返却） ・ふたを外し、中をきれいにすすいで出す。 ※ガラス食器・せともの等は 燃えないごみとして出す。	容器包装プラスチック類 ・汚れを落として乾かし、 透明の袋に入れて出す。 ・水でさっと洗って汚れが とれないものは燃えるご みとして出す。	使用済み小型家電 ・電池、バッテリー等を取り 外して出す。 【回収できないもの】 ・家電リサイクル法対象製品 ・パソコン ・本体の重量が重いもの （おおよそ20kg以上） ・携帯電話、スマートフォン、ハード ディスク等の情報機器・記憶装置は 開庁時間内に環境衛生課窓口へ直接 持ち込む。 ※必ず個人情報を消去してから出す。

リサイクル物品として出すことによって、ごみ処理費用、CO2の削減などにつながります。
 私たちのひと手間で、地球環境に貢献でき、暮らしを豊かにします。
 「捨てればごみ、分ければ資源」を合言葉に分別回収に協力をお願いします。

一般ごみ収集

★ごみは収集日の朝8時までに出してください。

	ごみの出し方	主なもの	収集日
燃えるごみ	・生ごみは十分に水切りをする。 ・おむつは汚物を取り除いてから出す。 ・布団・毛布・じゅうたんは1m以内にたたんでしぼる。 ・食用油は固めるか、新聞紙等に吸わせて出す。	生ごみ（水気を切る） 紙おむつ（汚物は取り除く） CD・カセット類 布団・毛布（1m以内にたたむ） 革製品	毎週 火・金曜日
燃えないごみ	・使用済み小型家電は捨てずにリサイクルに出す。 ・ガラスやせとものの破片は、紙や布に包んで透明の袋に入れ、中身を明記する。 ・スプレー缶・カセットボンベ・ガスライターは必ず穴をあけ、ガス抜きをしてから出す。 ※ガス抜きの際は必ず火気のない屋外で作業してください。	ライター・カセットボンベ（ガス抜きをする） 傘 ガラス類・刃物類（安全措置をする） 調理器具 せともの	毎月 第2水曜日
粗大ごみ	・使用済み小型家電は捨てずにリサイクルに出す。（本体の重量がおおよそ20kg以下のもの） ・石油ストーブの灯油は必ず抜き取り、電池も取り外す。 ※たたみは粗大ごみとして収集できません。 捨てるときは一度環境衛生課にお問い合わせください。	石油ストーブ（灯油・電池を抜く） ソファ 机・椅子 タンス マッサージチェア マットレス 自転車	年3回 4・8・12月
有害ごみ	・中身がはっきりわかるように透明な袋に入れ、「有害ごみ」と明記する。 ・割れた蛍光灯や鏡の破片は紙や布に包んで透明の袋に入れ、中身を明記する。 ※小型充電電池は運搬時に発熱や発火が起こる可能性があるため、販売店等に引取りを依頼してください。	蛍光灯 乾電池（セロハンテープ等で絶縁する） ボタン電池 鏡	第4水曜日

本村はごみ処理業務を天理市に委託しています。家庭から大量に出たごみは天理市の処理施設に直接持込むことができます。まず役場で手続きを必ず行ってください（※手続きをしないで直接持ち込むことはできません）。

①役場で持ち込むものの確認を受ける（燃えるごみ・燃えないごみを分けて積込む）。

②平日13時から16時の間に持込む。搬入先：天理市環境クリーンセンター 奈良県天理市嘉幡町180番地

処理できないごみ	家電リサイクル法対象製品	テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機 ※家電リサイクル法6品目	家電リサイクル法は廃棄物を減量し、資源の有効利用を推進するための法律です。販売店には古い家電製品を引取る義務、排出者には収集運搬にかかる費用を負担する義務があります。販売店での引取りまたは、郵便局でリサイクル券を購入し、処分してください。	
	資源有効利用促進法対象製品	デSKTOPパソコン（本体・液晶モニター）・ノートパソコン	不要になったパソコンは販売店に引取りを依頼してください。PCリサイクルマークのない製品はリサイクル料金を支払う必要があります。金額は販売店にお問い合わせください。	
	危険物で処理できないごみ	薬品（農薬等）・消火器・廃油（ガソリン・灯油・塗料等）・プロパンガスボンベ・感染性医療廃棄物（注射器・点滴等）	薬品・消火器・廃油・プロパンガスボンベ等は販売店へ引取りを依頼してください。また、感染性医療廃棄物は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に依頼してください。	
	産業廃棄物	工場などの事業活動に伴う産業廃棄物・家屋の新増改築・模様替えに伴う建築廃材等（壁の断熱材等）	産業廃棄物の処理業者に処理を依頼してください。	
	その他	農機具・コンクリート・ブロック・瓦・自動車部品・単車・電気モーター・ポンプ・塩ビ管・設備機械類・長尺パイプ・金床などの金属類・電気温水器・温室用ビニール・タイヤ等	処理業者または販売店に引取りを依頼してください。	

※これらのものは家庭ごみとして処理することができません。処理業者または販売店に依頼するなど、適切な方法で処分してください。

問い合わせ 環境衛生課 ☎85-0047